

(別記様式第1号)

計画作成年度	2025年度(令和7年度)
計画主体	森 町

森町鳥獣被害防止計画

【連絡先】

担当部署名 北海道森町役場農林課
所在地 茅部郡森町字御幸町144番地1
電話番号 01374-7-1086
FAX番号 01374-2-5977
LGWAN-MAIL lgwan-rinmu@town.hokkaiod-mori.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・キツネ・アライグマ
計画期間	2025年度(令和7年度)～2027年度(令和9年度)
対象地域	森町(町内一円)

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 2024年度(令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	スイートコーン	被害面積 0.53ha 被害額 1,059 千円
	ビート	被害面積 0.44ha 被害額 204 千円
	豆類	被害面積 0.71ha 被害額 395 千円
	南瓜	被害面積 0.65ha 被害額 1,013 千円
	馬鈴薯	被害面積 0.48ha 被害額 1,376 千円
	水稲	被害面積 0.96ha 被害額 510 千円
	合計	被害面積 3.77ha 被害額 4,557 千円
ヒグマ	スイートコーン	被害面積 0.0065ha 被害額 12 千円
	水稲	被害面積 0.05ha 被害額 26 千円
	合計	被害面積 0.0565ha 被害額 38 千円
キツネ		エキノックス症による人間への感染・発症防止
アライグマ		農業被害及び生活環境被害防止

(2) 被害の傾向

エゾシカ	森町一円において、4月から6月にかけて馬鈴薯被覆資材(パオパオ)及びマルチの被害。また、6月から8月にかけては、食害被害が多数報告されている。
ヒグマ	森町一円において、スイートコーン、ビート、豆類などの農作物被害が頻繁に発生している。また、近年、住宅街、学校、海岸付近まで目撃があり、人身被害が懸念される。
キツネ	市街地での出没が多数見受けられ、人家近くや通学する児童の近くに出没し、エキノックス症の人間への感染・発病が懸念される。
アライグマ	農業被害等はないものの、出没情報及び捕獲実績があり、近隣の地域においても、アライグマの出没が増加傾向であるため、今後の被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値2024年度 (令和6年度)	目標値2027年度 (令和9年度)	軽減率
エゾシカ	被害金額 4,557千円	被害金額 4,101千円	10%削減目標
	被害面積 3.77ha	被害面積 3.39ha	10%削減目標
ヒグマ	被害金額 38千円	被害金額 38千円	現状値維持
	被害面積 0.0565ha	被害面積 0.0565ha	現状値維持
キツネ	キノックス症による人間への感染・発症防止を目標とする。		
アライグマ	農業被害及び生活環境被害の防止を目標とする。		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>【エゾシカ・ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> エゾシカについては、森町鳥獣被害対策実施隊により、銃器による捕獲を実施している。 ヒグマについては、「森町ヒグマ被害対策要綱」を基本に、森町鳥獣被害対策実施隊により、銃器・わなによる捕獲を実施している。 <p>【キツネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森町鳥獣被害対策実施隊により、銃器にて捕獲を実施している。 <p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森町鳥獣被害対策実施隊により、わなにて捕獲を実施している。 	<p>【エゾシカ・ヒグマ・キツネ・アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> エゾシカは、現地での個体の確認が難しく時間や場所によっては捕獲等が不可能である。 ヒグマは、わなの長期間設置が可能であるが、猟友会の高齢化や担い手不足により見回りする人材が不足になっているため、わなの長期設置は難しくなりつつある。 キツネは、餌となる水産加工系残滓や家庭の食物残滓等の処理を徹底。 アライグマは、生息域拡大による農業被害及び生活環境被害が懸念されるため、生息域調査及び捕獲の強化。
防護柵の設置等に関する取組	<p>【エゾシカ・ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食害を受けた農地に対し、定期的な電気柵を設置。 	<p>【エゾシカ・ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各個体数がここ数年で急激に増加しているため、電気柵の普及促進と農業者個人の意識向上による農作物の自己防除対策が必要。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> エゾシカによる農作物等の食害、踏みつけ被害を最小限にとどめるため、捕獲の拡充と広範囲に防護できる電気柵の導入を行い、従来講じてきた被害防止対策を継続する。 農業者個人が農作物の自己防除対策がとれるよう協力・指導に努める。 ヒグマによる農作物等の被害防止のため、「森町ヒグマ被害対策要綱」を基本に防除・駆除に努める。 キツネについては、キノックス症の人間への感染・発病予防として従来行ってきた対策を継続する。 アライグマについては、農業被害及び生活環境被害の防止、出没情報の的確な把握を目標に、捕獲・調査設備を整え、研修会などへ積極的に参加し、防除・駆除に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

エゾシカ・・・森町鳥獣被害対策実施隊により、銃器による捕獲を継続的に実施する。
ヒグマ・・・「森町ヒグマ被害対策要綱」に基づき、森町鳥獣被害対策実施隊により、
捕獲体制を継続する。
キツネ・・・森町鳥獣被害対策実施隊により、銃器による捕獲を継続的に実施する。
アライグマ・・・森町鳥獣被害対策実施隊により、わなによる捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2025年度 (R7)	エゾシカ	電気牧柵設置の継続。まき狩り捕獲の検討。
	ヒグマ	捕獲用わなの整備、わな捕獲技術者の育成。
～2027年度 (R9)	キツネ	捕獲用わなの検討。
	アライグマ	捕獲用わなの整備、わな捕獲技術者の育成。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【エゾシカ】 北海道南部地域の個体群は、個体数・分布ともに増加・拡大が明らかであり、被害の拡大と個体数の増加を抑えるため、2025年度から2027年度における捕獲計画数を550頭に設定し、「北海道エゾシカ管理計画」との整合性を図りながら積極的に捕獲を実施する。</p> <p>【ヒグマ】 「森町ヒグマ対策会議」によせられた出没情報にて人身被害の高い個体及び繰り返し農作物等への被害を及ぼす問題個体については、「北海道ヒグマ管理計画」との整合性を図り捕獲を実施する。</p> <p>【キツネ】 ここ数年来、年間40頭捕獲してきている。今後もこの頭数で計画する。</p> <p>【アライグマ】 2024年度に出没情報と捕獲実績があり、近隣地域での出没も増加傾向にあることから、2025年度から2027年度における捕獲計画数を13頭に設定する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	2024年度 (R6) (実績)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)
エゾシカ	529頭	550頭	550頭	550頭
ヒグマ	16頭	20頭	20頭	20頭
キツネ	1頭	40頭	40頭	40頭
アライグマ	11頭	13頭	13頭	13頭

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
エゾシカ	捕獲予定場所は町内全域とし、年間を通じて銃器による捕獲のほか、まき狩りを検討する。
ヒグマ	捕獲予定場所は町内全域とし、「森町ヒグマ対策会議」を基本に春期から秋期にかけての出没時に捕獲に取り組む。
キツネ	捕獲予定場所は町内全域とし、主に冬期間に銃器にて捕獲する。
アライグマ	捕獲予定場所は町内全域とし、年間を通じて「はこわな」による捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2025年度(R7)	2026年度(R8)	2027年度(R9)
エゾシカ	必要に応じ電気柵追加	必要に応じ電気柵追加	必要に応じ電気柵追加
ヒグマ	必要に応じ電気柵設置	必要に応じ電気柵設置	必要に応じ電気柵設置

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2025年度(R7) ~2027年度(R9)	エゾシカ・ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止電気柵の効果的な設置管理。 ・生ゴミや農作物収穫残さ等の適正管理の周知徹底を図る。 ・出没に関する情報収集。地域住民への周知・警告。
	キツネ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害予防策調査。誘因物の適正管理。
	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・出没に関する情報収集。地域住民への周知・警告。 ・誘因物の適正管理。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	森町鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
新函館農業協同組合 森基幹支店	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害状況及び出没状況の把握 ・有害鳥獣による営農被害の未然防止に向けた営農及び生活指導等（被害防止の周知）
森 町	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、出没状況の把握 ・各関係機関との連絡調整等 ・有害鳥獣許可申請、取得
北海道猟友会森支部	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除、巡回パトロール ・鳥獣生態に対する助言、指導等
マノワ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ジビエ肉処理加工施設の管理・運営

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道渡島総合振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・実施に関する情報提供及び技術的助言援助 ・被害状況把握 ・有害鳥獣許可審査。許可証、従事者証交付
北海道立総合研究機構環境科学研究センター（道南地区野生生物室）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施に関する情報提供及び技術的助言援助、指導 ・研究成果の検証、提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・町は、鳥獣被害防止特措法に基づき「森町鳥獣被害対策実施隊」を設置(平成26年3月) ・実施隊員は、北海道猟友会森支部の会員であり、本計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者に対して町長が任命し、地方公務員法に規定する特別職の非常勤とする。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【エゾシカ】

捕獲後、皮や肉については、有効活用し、それ以外は速やかに一般廃棄物処理又は回収困難な場合のみ埋没処理を行うこととする。

また原則、全量ジビエ肉処理加工施設に搬入し、ジビエとしての利活用を図る。

【ヒグマ】

捕獲後、検体から学術研究試料を採取した後、皮や肉については、有効活用し、それ以外は速やかに一般廃棄物処理又は回収困難な場合のみ埋没処理を行うこととする。

【キツネ】

捕獲後、生活環境に影響を与えない方法で、一般廃棄物処理又は回収困難な場合のみ埋没処理を行うこととする。

【アライグマ】

捕獲後、電気止めさし及びCO2ガスで、一般廃棄物処理又は回収困難な場合のみ埋没処理を行うこととする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲個体の有効活用と新たな地域資源の育成に取り組み、ジビエの利活用の推進を図る。

- ・ジビエ肉処理加工施設（マノワ株式会社）の管理・運営
- ・北海道エゾシカ肉処理施設認証の取得（予定）
- ・エゾシカ衛生処理マニュアル（道作成）に基づく衛生管理の徹底

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし